

新潟市臼井地域生活センターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。
この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。
この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	臼井地区コミュニティ協議会
評価対象の期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目			新潟市南区役所地域総務課コメント欄
1	利用時間等	○	利用者の苦情もなく、概ね優良な施設サービスの提供を継続している。また、緊急時の対応マニュアルも整備されている。
2	適正な人員配置	○	
3	設備・備品の貸出	○	
4	利用者の安全確保	○	
5	案内等の対応と接遇	○	
6	苦情への対応等	○	
7	緊急体制	○	
B			

2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目			新潟市南区役所地域総務課コメント欄
1	地域貢献活動	◎	自主事業では、減塩みそづくりを行い、地域住民の交流と健康意識向上に寄与した。コミ協事業では、健康教室（ヨガ）を行い、地域住民の健康促進を図るとともに多世代交流の場にもなった。また、コミ協広報紙でセンター周知に積極的に取り組んだ（年3回発行）。
2	情報提供	○	
3	サービス向上の観点	○	
B			

3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目			新潟市南区役所地域総務課コメント欄
1	建物保守管理等	○	築後40年近く経過した施設であるが、施設を良好に保ち、利用者の安全も確保されている。
2	個人情報保護	○	
3	備品等の管理	○	
4	清掃・警備等	○	
5	修繕	○	
6	再委託	○	
7	災害等への対応	○	
8	関係団体、地域との連絡調整	◎	
9	管理記録	○	
B			

4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目			新潟市南区役所地域総務課コメント欄
1	管理経費等の縮減	○	各種料金の支払い及び利用料金の徴収等は、滞りなく行っている。またこまめに消灯するなど経費削減に努めている。
2	利用料金	○	
3	利用者増等	○	
B			

5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

現地調査日:令和8年7月3日

自主事業や補助事業が活発に行なわれた。健康教室を開催するなど、コミュニティ活動の中心的施設として地元住民に密着した施設となっている。
地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するという施設の設置目的を理解し、コスト意識を持ち管理経費の節減に努めながら施設の管理運営にあたっており、指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 南区役所地域総務課 地域・安心安全グループ 025-372-6605(直通)